

Ⅳ－22 市町村合併の効果と課題に関する考察

徳島大学大学院 学生員 ○天野良祐
徳島大学大学院 正会員 廣瀬義伸
徳島大学大学院 正会員 近藤光男

1. はじめに

膨らみ続ける財政赤字や急速に進みつつある少子高齢化を背景に国の構造改革が行われている。そうした構造改革の一環として国から地方への財政的な援助を減らすことを目的とした「三位一体の改革」が行われており、地方自治体は国から自立した自治体運営が迫られている。自立した自治体運営においては行財政基盤の強化は必要不可欠であり、こうした流れの中で市町村合併の動きが全国的に盛んになっている。

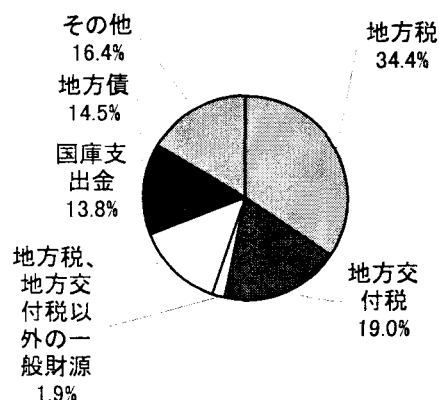
本研究では、今回の市町村合併の特徴や現状をまとめることにより合併に伴う効果と課題について考察することを研究の目的とした。

2. 研究の概要

「平成の大合併」の背景と現状を全国の合併事例や徳島県内の合併事例をもとに把握し、市町村合併の効果と今後の課題について考察を加えた。本研究では、特に資料に恵まれた吉野川市を考察の対象地域として取り上げた。

3. 「平成の大合併」の背景と現状

わが国では過去に「明治の大合併」と「昭和の大合併」が行われた。これら2つの合併の動きは人口増加などの国の成長期に行われた合併であったが、現在行われている「平成の大合併」は少子高齢化などを背景とした国の後退期に行われている合併であり、今までに前例のなかった合併の形態であると言える。「平成の大合併」の背景として、国から自立した自治体の運営が急務であることが挙げられる。地方自治体の歳入のうち国庫支出金と地方交付税は国から地方に与えられている財源であり、図－1のように国庫支出金と地方交付税の占める割合が全体の32.8%ということからも、地方財政の国への依存度の大きさがうかがえる。こうした国の依存から地方にできることは地方にという考えのもと行われて

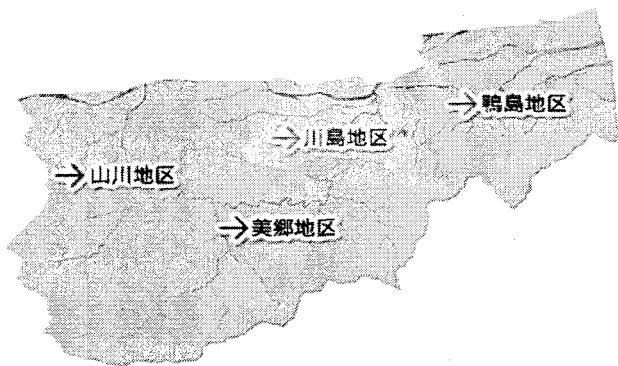


図－1 地方自治体歳入(平成15年度)

いるのが、国庫支出金や地方交付税の削減を盛り込んだ「三位一体の改革」である。「三位一体の改革」によるものとともに、地方債の起債などでできた借金などからも地方自治体の財政状態は逼迫したものとなっており、こうした地方自治体を取り巻く状況の厳しさから地方自治体は行財政基盤の強化が必要不可欠となっている。また、平成17年3月末日までに合併を行うと国からの行財政の支援等が行われることが盛り込まれた合併特例法の存在も重なり、市町村合併の盛んな動きに繋がっていると考えられる。このような背景から、平成16年4月には3,100あった市町村が平成17年4月には2,500を割り込むこととなり(平成17年1月現在)、1年で600余りの市町村が減らされているのが「平成の大合併」の現状である。

4. 吉野川市の発足

全国の市町村合併の動きの例にもれず、徳島県内でも合併議論が盛んに行われており、平成16年度末には10もの法定合併協議会が設置されていた。その中で徳島県内合併第1号として平成16年10月1日に吉野川市が発足した。吉野川市は鴨島町、川島町、山川町、美郷村の4町村が合併して誕生した徳島県における5番目の市である(図－2参照)。



吉野川市ホームページより(<http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/index.html>)

図－2 吉野川市地区別図

5. 吉野川市の設立による効果

吉野川市の設立による効果として、町村制から市制へと移行したこと、平成 17 年 3 月末日までの合併特例法の適用されたことが挙げられる。

合併により人口が 4 万人以上となり、町村制から市制へと移行したことにより福祉事務所の設置などが義務付けられるなど重要な事務を扱うことになった。責任は重くなったが、今までに取り扱えなかった事務が扱えることになり自治体としての裁量も増すことになる。そういった意味で町村制から市制への移行は事務権限の強化に繋がりメリットと考えられる。また、平成 17 年 3 月末日までの合併特例法期限内での合併を多くの自治体は目指して合併協議会を設置したが、協議の難航などを理由に期限内の合併が実現できなかった自治体の存在を考えると新法では廃止される合併特例債などによる財政的な優遇措置が受けられたことは、地方自治体の現状を考えると大きなメリットと言えるのではないだろうか。

6. 吉野川市の設立による問題点と今後の課題

吉野川市設立以前の住民に対する合併提起に問題

表－1 麻植郡 4 町村合併に関する住民アンケート

	合併すべき	どちらかというとかつ合併すべき	どちらかというとかつ合併すべきではない	合併するべきではない	無効・無回答	計	有効票数	回答率
鴨島町	1,083 39.4%	833 30.3%	372 13.5%	381 13.9%	79 2.9%	2,748	8,731	31.5%
川島町	797 52.2%	449 29.4%	126 8.2%	111 7.3%	45 2.9%	1,528	2,978	51.3%
山川町	733 42.3%	516 29.8%	194 11.2%	220 12.7%	71 4.1%	1,734	3,909	44.4%
美郷村	227 62.5%	92 25.3%	20 5.5%	15 4.1%	9 2.5%	363	523	69.4%
合計	2,840 44.6%	1,890 29.7%	712 11.2%	727 11.4%	204 3.2%	6,373	16,141	39.5%
	74.2%		22.8%					

(市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム：配布資料より)

があったと考える。表－1 のアンケートが平成 13 年 11 月に実施された。回答率が 4 割であったが合併賛成意見を 7 割以上得たと、法定協議会が設置された。約 6 割の住民が合併に関する意思を示していないといった合併に対する関心の薄さも問題だが、合併に対して関心をもってもらふ努力や時間をかけて住民側と議論を重ねることが行政側には必要であったのではないだろうか。

合併協議においても、新庁舎の位置をめぐり山川町議会で 2 度の合併協議会脱退の決議案が提出され合併自体も危ぶまれたが、文化ホールや図書館などの建設計画を盛り込んだ 4 町村間での覚書が交わされ脱退騒動も収束した。合併協議では合併後の施策や住民の利便に関する議論が行われるべきにも関わらず、自治体間の利害調整の議論が行われていることは住民抜きの合併議論と言わざるをえない。

また、合併特例法による議員の在任特例を利用し、合併後 1 年半は 4 町村の議員 (62 人) が残ることになった。62 人というのは徳島県議会の議員定数を大幅に上回り、合併の目的の 1 つに挙げられる行政コストの削減に逆行することになっている。合併後、これを不服として有権者の半数以上の署名を集めて、住民はリコールを起こした。

設立の効果よりも多くの問題点が目立つ吉野川市の設立であるが、合併協議で先送りされた公共料金の調整、住民のリコールに対する議員の対応 (平成 17 年 2 月現在)、住民の意向と十分な試算のもとにおこなわれるべき建設計画の実施など今後の課題も多いと考えられる。

7. まとめ

考察の結果、一時的にせよ、合併特例法の適用などにより行政側にはメリットがあったと考えられる。一方、住民側からは合併協議での決定事項や合併前と合併後の施策展開の違いにより、不満の声が多く聞かれた。これは行政主導で合併協議は行われており、住民のための合併が大前提のはずが実現できていないケースが多いと考えられる。

今後の課題として、一方的な合併議論ではなく行政、住民が丸となって将来を見据えたまちづくりができるかどうか最も重要なのではないだろうか。